



事務所ニュース [No.260]



令和3年7月



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

◎雇用調整助成金

厚労省 発表 ⇒⇒⇒ 8月まで継続

受給額

- ・1日あたりの助成金の上限 13,500円
- ・助成率 9/10 (解雇があった場合は8/10)

☆9月以降については新型コロナの感染状況や雇用情勢をみて7月中に決定予定

パワハラ規制法成立しました！

—令和4年4月1日施行—

法規制での論点でもあった「パワーハラスメントとは何か」については、次のように定義されました。

職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

その具体的な判断基準は指針で示されることになりました。



男性の育児休業を推進

—令和4年4月1日施行—

今回の施行は妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から「個別の制度周知」及び「取得意向の確認」のための措置を講ずることを事業主に義務付けるものです。数年先には育児休業の取得の状況の公表が義務付けられ、男性の育児休業取得がさらに加速されるものと思われます。

算定基礎届

—健康保険・厚生年金保険—

4月、5月、6月の被保険者の基本給や諸手当の総額を3ヵ月間平均し、標準報酬月額を定め、これに基づき9月より翌年8月まで保険料を決定し、原則として固定することになります。ただし、途中で給与（固定給）が増減する場合は変更届を必要とする場合があります。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net